

議案第 79 号

勝山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

勝山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令等が公布され、放課後児童支援員の員数等の基準が緩和されたこと及び令和 2 年 4 月 1 日より、勝山市放課後児童健全育成事業所を開所する日を変更するため、この案を提出する。

勝山市条例第　号

勝山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

勝山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年勝山市条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
(職員) 第10条　(略) 2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに <u>2人</u> 以上とする。ただし、 <u>その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。)をもってこれに代えることができる。</u> 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事_____が行う研修を修了したものでなければならぬ。 (1)～(10)　(略) 4・5　(略) (開所時間及び日数)	(職員) 第10条　(略) 2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに <u>1人</u> 以上とする。ただし、_____補助員(_____ 放課後児童支援員を補助する者_____.以下_____同じ。)を置くことができる_____。 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事 <u>又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長</u> が行う研修を修了したものでなければならぬ。 (1)～(10)　(略) 4・5　(略) (開所時間及び日数)

第18条 (略)

2 放課後児童健全育成事業者が放課後児童健全育成事業所を開所する日(以下「開所日」という。)は、原則として、次の各号に掲げる日以外の日とする。

(1)・(2) (略)

(3) 1月2日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで

(4) 4月1日

3・4 (略)

附 則

(職員の経過措置)

2 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。

第18条 (略)

2 放課後児童健全育成事業者が放課後児童健全育成事業所を開所する日(以下「開所日」という。)は、原則として、次の各号に掲げる日以外の日とする。

(1)・(2) (略)

(3) 1月2日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(4) 削除

3・4 (略)

附 則

(職員の経過措置)

2 この条例の施行の日から令和5年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(令和5年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。